



# LINKBAL

株式会社リンクバル

## 第9期 定時株主総会 招集ご通知

● 開催日時

2020年12月18日(金曜日)午前10時 (受付開始:午前9時)

● 開催場所

東京都中央区入船二丁目1番1号

住友入船ビル 12階

株式会社リンクバル本社会議室

● 決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

【当日のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産は昨年より  
廃止させて頂いております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症が流行しております。  
多くの株主の皆様が集まる株主総会は、  
集団感染のリスクがございます。議決権の行  
使は郵送で行っていただき、当日のご来場  
は、感染の回避のため自粛をご検討ください  
ますようお願い申し上げます。

目次

■ 第9期定時株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告	4
■ 計算書類	23
■ 監査報告	31
■ 株主総会参考書類	34

# 株主の皆様へ

## ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、出会いをつなぐサービスの拡大と充実をもって他社との差別化を図り、高品質・高付加価値のサービスを提供するとともに、お客様満足度の高いコンテンツの提供など様々な施策を実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大は、未曾有の社会的危機を引き起こし、きわめて短期間で人々の価値観や行動を大きく変えつつあります。当社は、唯一無二の顧客価値を提供できる企業として、お客様の新しい生活様式に合わせた新しいサービス提供を始めとする施策で、ステークホルダーの皆様への貢献を果たしていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒一層の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 吉弘 和正

## MISSION

世界をつなぐ。

### MISSION Statement

「アイデア×テクノロジー」で新しい価値を創出し、  
顧客満足と企業成長を追求し続けます。

株主各位

(証券コード 6046)

2020年12月2日

東京都中央区入船二丁目1番1号

株式会社リンクバル

代表取締役社長 吉弘 和正

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>① 日 時</b>	2020年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>② 場 所</b>	東京都中央区入船二丁目1番1号 住友入船ビル12階 株式会社リンクバル本社会議室 ※開催場所が例年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
<b>③ 会議の目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> 第9期（2019年10月1日から2020年9月30日まで） 事業報告及び計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお受付時の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://linkbal.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)

日時

2020年12月18日 (金曜日)  
午前10時



## 期 限

2020年12月17日（木曜日）午後7時まで

## 議決権行使書のご記入方法

## 第1号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→贊に○印をし、反対する候補者反対の場合番号を隣の空欄に記入

## 郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着  
するようご返送ください)



こちらに議案の賛否を  
ご記入ください。

## 第2号議案について

賛成の場合 → **賛**に○印

反対の場合 → **否** に○印

## (添付書類)

事業報告(2019年10月1日から)  
(2020年9月30日まで)**1. 会社の現況に関する事項****(1) 事業の経過及びその成果**

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境が改善基調にありました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により個人消費の減少、経済活動の停滞長期化等で国内景気が悪化しております。先行きにつきましては、感染再拡大を巡る不確実性もあり、企業活動は不透明な状況が続いております。

この様な経営環境の下、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため発令された緊急事態宣言の解除を受け、イベント掲載企業と協力し、「machicon JAPAN」掲載イベントの強化・拡大をしてまいりました。また、「V BAR」、「5min」のオンラインイベントのサービス提供を継続し、新生活様式における新しい出会いの場を提供しております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は1,427,708千円（前期比47.5%減）となり、また、損益面では、売上原価、販売費及び一般管理費の合計が1,377,252千円（前期比18.7%減）となった結果、営業利益は50,455千円（前期比95.1%減）、経常利益は59,318千円（前期比94.2%減）、当期純利益は5,994千円（前期比99.1%減）となりました。

なお、当社はインターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。サービスごとの取り組みは以下のとおりであります。

**(イベントECサイト運営サービス)**

2020年9月末でリンクバルID会員数は206万人を突破し、この結果、当事業年度におけるイベントECサイト運営サービスの売上高は1,223,365千円（前期比50.7%減）となりました。

**(WEBサイト運営サービス)**

「CoupLink」では、有料会員数が順調に推移し、売上高に寄与しております。

「KOIGAKU」サイトでは、著名ライターのオリジナルコンテンツの制作・配信を引き続き進めました。

これらの結果、当事業年度におけるWEBサイト運営サービスの売上高は204,342千円（前期比13.7%減）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

特記すべき事項はありません。

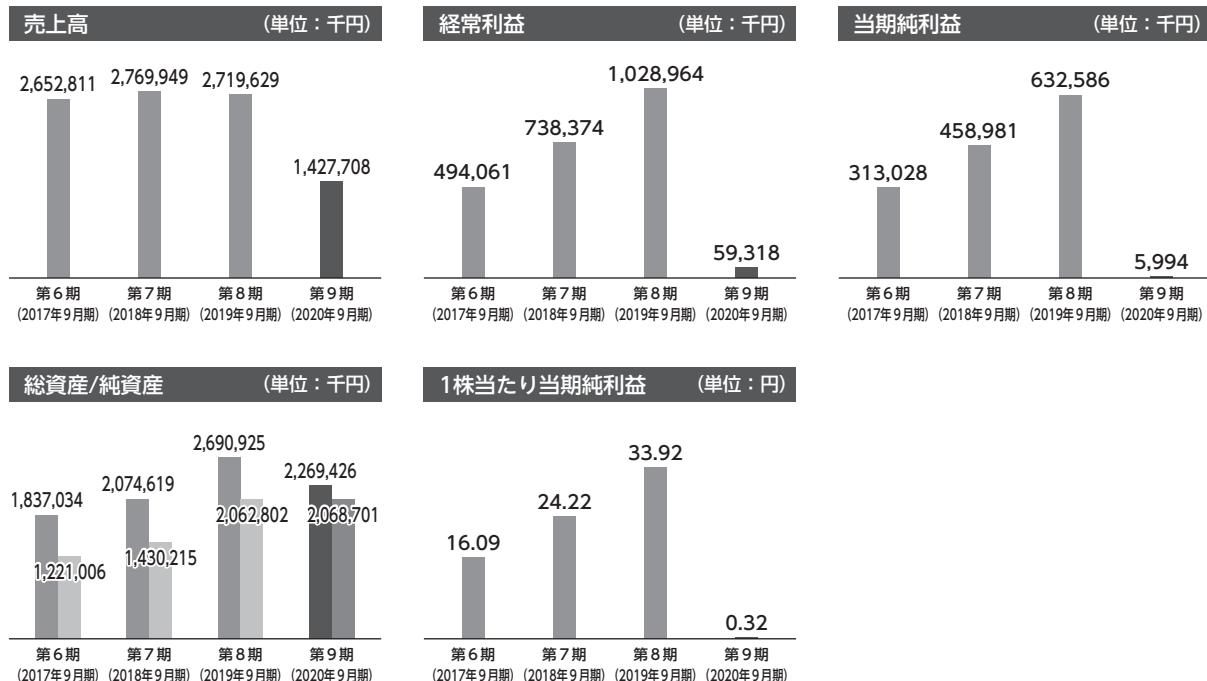
**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第6期 (2017年9月期)	第7期 (2018年9月期)	第8期 (2019年9月期)	第9期 (2020年9月期)
売上高(千円)	2,652,811	2,769,949	2,719,629	1,427,708
経常利益(千円)	494,061	738,374	1,028,964	59,318
当期純利益(千円)	313,028	458,981	632,586	5,994
1株当たり当期純利益	16円09銭	24円22銭	33円92銭	0円32銭
総資産(千円)	1,837,034	2,074,619	2,690,925	2,269,426
純資産(千円)	1,221,006	1,430,215	2,062,802	2,068,701

(注) 当社は、2018年11月1日付で、普通株式1株につき6株の株式分割を行いましたが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は子会社が1社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

## (6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動や国民生活に大きな影響が及んでいることから、今後も多方面にわたって先行きが不透明な状況となることが懸念されております。当社が運営する「machicon JAPAN」のコト消費ECサイト事業は、情報ポータルサイト数の増加により、競争が激化しております。また、コト消費ECサイトに加えて、「KOIGAKU」や「CoupLink」、「人事トーク」、「Pairy」、「V BAR」、「5min」のWEBサイト運営サービスにおいても、情報システムの活用が必須となっております。このような状況下、「machicon JAPAN」のコト消費ECサイト機能の強化を図るとともに、情報システムの整備・強化に注力する組織体制を整える必要があると考えております。加えて、子会社であるLINKBAL VIETNAM CO.,LTD.を日本のオフショア開発拠点としており連携・管理についても強化してまいります。

以上を踏まえ、当社としては、以下の具体的な課題に取組んでまいります。

### ① 人材の確保、育成

事業の継続的な発展を実現するためには、必要な人材を十分確保するとともに、高い専門性を有する人材の育成に注力することが重要な課題であると考えております。当社は、幅広い人材採用活動を行うとともに、従業員の教育研修制度の拡充に積極的に取組んでまいります。

### ② 企業競争力の強化

ユーザーのニーズが多様化している昨今の事業環境において、競合他社との差別化戦略の展開に注力する等、企業競争力の維持・向上に積極的に取組んでまいります。

### ③ 運営サイトの更なる認知度の向上

事業規模拡大のため当社が運営する「machicon JAPAN」のコト消費ECサイト及び「KOIGAKU」や「CoupLink」、「人事トーク」、「Pairy」、「V BAR」、「5min」のWEBサイトの更なる認知度の向上が必要であると考えております。現在、国策の中でも婚活が取り上げられ、官民一体となった取り組みにより今後市場は拡大すると予想されております。当社が企業認知度の向上、商品・サービス力の強化を行うことで、当社の成長のみならず婚活市場の拡大に繋がると考えております。今後、当社では「machicon JAPAN」のコト消費ECサイトの機能の一層の強化を図るとともに、イベント掲載情報の拡充や広告を行う等、より多くの利用者が当社の運営サイトに集まる体制の整備を進め、運営サイトの認知度の向上に積極的に取組んでまいります。

④ 情報システムの整備・強化

事業展開において、その他WEBサイト・システムに係るセキュリティ管理体制の整備強化は重要な課題であります。当社では、市場環境の変化に的確に対応したセキュリティ管理体制の構築と整備・強化に積極的に取組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を推進するために、子会社に対しても内部管理体制の整備・強化を通じた業務の効率化が重要であると考えております。

今後、内部統制の実効性をより高めるため、統制環境を整備し、内部管理体制の強化に取組み、組織的なマネジメント活動を展開し、リスク管理の徹底とともに、業務の効率化を積極的に推し進めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、イベント掲載企業と協力し衛生管理を徹底した上で、サービス提供を継続する他、オンラインでのサービス提供も開始し、環境の変化に即した対応を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) **主要な事業内容** (2020年9月30日現在)

インターネットサイト運営事業

(8) **主要な営業所** (2020年9月30日現在)

本 社 東京都中央区

(9) **使用人の状況** (2020年9月30日現在)

使 用 人 数	当 期 中 の 増 減	平均年齢	平均勤続年数
73名 (4名)	1名増	32.8歳	2.61年

(注) 使用人数欄の ( ) 外書きは、臨時従業員の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(10) **主要な借入先及び借入額** (2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式総数 19,500,000株
- (3) 株主数 4,771名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社Kazy	7,200,000	38.61
吉弘和正	4,340,000	23.27
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	658,600	3.53
根本純	334,900	1.79
張渓媛	319,200	1.71
松岡大輔	234,000	1.25
五味大輔	165,000	0.88
株式会社SBI証券	154,200	0.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JP RD AC IS G	141,600	0.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	119,300	0.63

(注) 1. 当社は、自己株式を853,104株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### その他新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使価額	行使の条件	権利行使期間
第2回新株予約権	45個	27,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)2	2022年1月1日から 2028年3月4日まで
第3回新株予約権	30個	18,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)3	2025年1月1日から 2028年3月4日まで
第5回新株予約権	355個	213,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)4	2022年1月1日から 2028年3月4日まで
第6回新株予約権	180個	108,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)5	2025年1月1日から 2028年3月4日まで

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、600株であります。

2. ① 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、2021年9月期から2023年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 業績判定水準：営業利益 金20 億円

行使可能割合：80%

(ii) 業績判定水準：営業利益 金35 億円

行使可能割合：90%

(iii) 業績判定水準：営業利益 金50 億円

行使可能割合：100%

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3. ① 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（i）業績判定水準：営業利益 金40 億円

行使可能割合：80%

（ii）業績判定水準：営業利益 金60 億円

行使可能割合：90%

（iii）業績判定水準：営業利益 金80 億円

行使可能割合：100%

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、2021年9月期から2023年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - （i）業績判定水準：営業利益 金20 億円  
行使可能割合：80%
  - （ii）業績判定水準：営業利益 金35 億円  
行使可能割合：90%
  - （iii）業績判定水準：営業利益 金50 億円  
行使可能割合：100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。  
② 本新株予約権者は、下記（i）（ii）（iii）の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - （i）業績判定水準：営業利益 金40 億円  
行使可能割合：80%
  - （ii）業績判定水準：営業利益 金60 億円  
行使可能割合：90%
  - （iii）業績判定水準：営業利益 金80 億円  
行使可能割合：100%  
③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。  
④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年9月30日現在)

会社における地位	氏 名				担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	よし 吉	ひろ 弘	かず 和	まさ 正	
専務取締役	ば 馬	ば 場	ひろ 博	あき 明	経営管理本部 本部長
取締役	まつ 松	おか 岡	だい 大	すけ 輔	事業企画室 室長
取締役	なる 鳴	さわ 澤		じゅん 淳	経営企画部 担当
社外取締役	あ 安	だち 達	とし 俊	ひさ 久	グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 RIZAPグループ株式会社 社外取締役監査等委員
社外取締役	や 大	ま 和	とし 敏	ひこ 彦	株式会社アイティアイ 代表取締役 慶應義塾大学理工学部 非常勤講師
社外監査役(常勤)	いわ 岩	さき 崎	おさ 修	み 身	
社外監査役	た 田	べ 部	い 井	えつ 悦	田部井公認会計士事務所 公認会計士 シダックス株式会社 社外監査役
社外監査役	かり 苅	やす 安	たか 高	あき 明	苅安総合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役安達俊久氏、大和敏彦氏は、社外取締役であります。
2. 2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、鳴澤淳氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 監査役岩崎修身氏、田部井悦子氏、苅安高明氏は、社外監査役であります。
4. 監査役田部井悦子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役苅安高明氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役安達俊久氏、大和敏彦氏、監査役岩崎修身氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	102,400千円 (7,200千円)	取締役の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第7期定時株主総会において、年額150百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)と決議いたしております。
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,740千円 (13,740千円)	監査役の報酬限度額は、2013年9月30日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いたしております。
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	116,140千円 (20,940千円)	

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

#### ・取締役 安達 俊久

グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ株式会社並びにRIZAPグループ株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

#### ・取締役 大和 敏彦

株式会社アイティアイ並びに慶應義塾大学と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

#### ・監査役 田部井 悅子

田部井公認会計士事務所並びにシダックス株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

#### ・監査役 莢安 高明

躢安総合法律事務所と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	安達俊久	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	大和敏彦	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	岩崎修身	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、金融業界において養われた専門知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	田部井悦子	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、財務及び会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	苅安高明	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判断の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は、以下のとおりです。

- a 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「リンクバル行動規範」を制定し、全社に周知・徹底しております。
  - (b) コンプライアンスに係る規程を制定し、コンプライアンス推進委員会を設置し当該推進活動を行うことにより、コンプライアンス体制の構築・維持をしております。
  - (c) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
  - (d) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
  - (e) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
  - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとしております。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
  - (b) リスク管理委員会にて、組織単位で想定されるリスクを協議し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
  - (c) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離しております。
  - (b) 取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
  - (c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - ・子会社に対し、当社が社内に課しているものと同等の報告を励行させることとしております。
  - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・子会社のリスクは、当社のリスク管理規程に則り、当社と同等の管理をすることとしております。
  - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・子会社の運営は、当社の業務運営に準じ、当社と一体的に管理することとしております。
  - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ・子会社に対し、当社と同等のコンプライアンス体制を整備し運営させることとしております。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役は必要に応じて監査業務を補助する使用人を任命することができます。
  - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとしております。
  - (c) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。

- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
  - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告するものとします。なお、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。
  - (d) 子会社の取締役は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うとともに、重大・緊急な事由が発生した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役会には、社外監査役を含み、公正性かつ透明性を担保しております。
  - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
  - (c) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。
  - (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができます。また当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - 内部統制システムの構築に関して、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を構築し、運用を行っております。
- j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
    - イ 当社の行動規範、社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組んでおります。
    - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶します。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「リンクバル行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針としております。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために、経営管理本部を統括管理部署とし、各部署における反社会的勢力への対応責任者は各組織の部長としております。
- ハ 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組んでおります。
- ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
- ホ 反社会的勢力の該当有無を確認するため、外部関係機関等から反社会的勢力情報の収集に取組んでおります。
- ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 当事業年度における上記体制の運用状況の概要

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されております。取締役会は、毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使のほか、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や、拠点等への往査など実効性のあるモニタリングに取組んでおります。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス規程」を制定しております。また、代表取締役社長が委員長となり、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

e 経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、取締役、監査役並びに代表取締役が指名する部門管理者で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

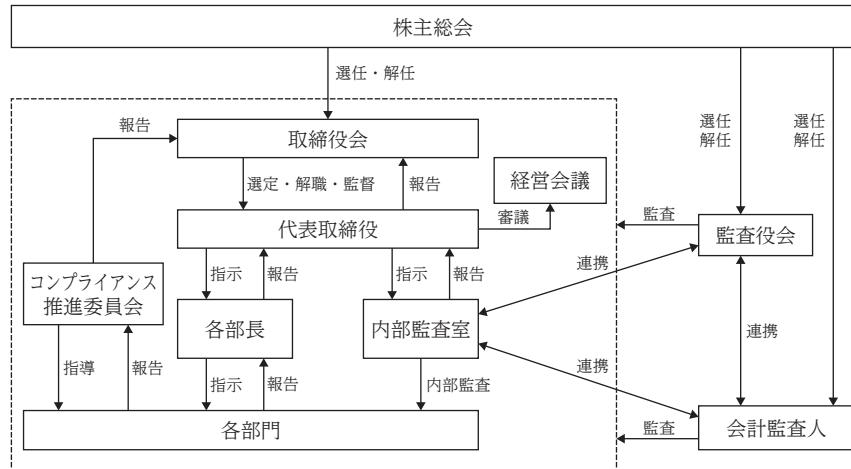
f 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は4名で構成されており、任期は1年となっております。

g 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で、総枠の決議を得ております。個別の取締役の報酬等の額の決定については、各取締役の職責や業績を勘案し人事担当取締役と協議し決定しております。監査役については、監査役報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会で決めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下図のとおりであります。



### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針について、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置づけております。当社は現在、事業拡大過程にあり、持続的な成長をしていくために必要な財務体質の強化及び事業拡大のための投資等が株主に対する利益還元につながるものと考えております。

今後においても、中長期的な成長に向け、事業投資、それを支える事業基盤への投資を行いつつ、財務基盤の拡充のため、内部留保に充実を図る方針です。

将来は、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを考慮しながら、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案した上、配当を実施してまいりたいと考えておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会としております。また、中間配当においては、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は表示単位未満を切り捨て、比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2020年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資 産 の 部]</b>		<b>[負 債 の 部]</b>	
流 動 資 産	2,160,322	流 動 負 債	183,725
現 金 及 び 預 金	1,817,576	買 掛 金	1,026
売 掛 金	18,090	未 払 金	80,541
未 収 入 金	63,953	未 払 費 用	32,467
未 収 還 付 法 人 税 等	166,226	前 受 金	6,688
前 払 費 用	13,427	預 金	21,410
1 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,333	資 産 除 去 債 務	23,103
そ の 他	77,713	賞 与 引 当 金	18,486
<b>固 定 資 産</b>	<b>109,103</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>17,000</b>
有 形 固 定 資 産	3,663	長 期 預 り 保 証 金	17,000
建 物	928		
そ の 他	2,734	<b>負 債 合 計</b>	<b>200,725</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>49,050</b>	<b>[純 資 産 の 部]</b>	
商 標 権	168	株 主 資 本	2,068,640
ソ フ ト ウ エ ア	26,381	資 本 金	281,000
そ の 他	22,500	資 本 剰 余 金	276,000
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>56,390</b>	資 本 準 備 金	276,000
関 係 会 社 株 式	9,671	利 益 剰 余 金	1,905,556
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,166	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,905,556
差 入 保 証 金	2,200	繰 越 利 益 剰 余 金	1,905,556
繰 延 税 金 資 産	40,352	<b>自 己 株 式</b>	<b>△393,916</b>
破 産 更 生 債 権	1,003	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>61</b>
貸 倒 引 当 金	△1,003	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,068,701</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,269,426</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>2,269,426</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2019年10月1日から)  
(2020年9月30日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売上高			1,427,708
売上原価			108,652
売上総利益			1,319,055
販売費及び一般管理費			1,268,600
営業利益			50,455
営業外収益			
受取利息		245	
助成金収入		8,000	
その他の		1,017	9,262
営業外費用			
その他の		400	400
経常利益			59,318
特別利益			
資産除去債務戻入益		6,427	
その他の		95	6,522
特別損失			
減損損失		38,955	
その他の		4,670	43,625
税引前当期純利益			22,214
法人税、住民税及び事業税		2,129	
法人税等調整額		14,091	16,220
当期純利益			5,994

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から)  
2020年9月30日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							新株予約権	純合資産計		
	資本剰余金		利益剰余金		自株	式	株主資本計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	281,000	276,000	276,000	1,899,562	1,899,562	△393,916	2,062,646	156	2,062,802		
当期変動額											
当期純利益				5,994	5,994		5,994		5,994		
新株予約権の失効								△95	△95		
当期変動額合計	—	—	—	5,994	5,994	—	5,994	△95	5,899		
当期末残高	281,000	276,000	276,000	1,905,556	1,905,556	△393,916	2,068,640	61	2,068,701		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10～15年

その他 4～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、商標権は10年、またソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (表示方法の変更)

#### (貸借対照表)

前事業年度において流動負債の「預り金」に含めて表示しておりました預り保証金について、契約内容に期間の定めがないため流動負債に含めておりましたが、預り期間が1年を超えることが明らかとなったことから、実態をより適切に表示するため、当事業年度より固定負債に区分しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,212千円
2. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債権	3,333千円
短期金銭債務	2,834千円
長期金銭債権	4,166千円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	販売費及び一般管理費	28,592千円
-----------	------------	----------

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首数 株式	当事業年度数 増加株式	当事業年度数 度数	当事業年度数 減少数	当事業年度数 度数	当事業年度 期末数
普通株式	19,500,000株		—		—	19,500,000株

#### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首数 株式	当事業年度数 増加株式	当事業年度数 度数	当事業年度数 減少数	当事業年度数 度数	当事業年度 期末数
普通株式	853,104株		—		—	853,104株

#### 3. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内に決済が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金計画を作成する等の方法により管理しております。

関係会社への貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握するところが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,817,576千円	1,817,576千円	-千円
(2) 売掛金	18,090	18,090	-
(3) 未収入金	63,953	63,953	-
(4) 未収還付法人税等	166,226	166,226	-
(5) 1年内回収予定の関係会社 長期貸付金	3,333	3,333	-
(6) 関係会社長期貸付金	4,166	4,166	-
資 産 計	2,073,346	2,073,346	-
(1) 買掛金	1,026	1,026	-
(2) 未払金	80,541	80,541	-
(3) 預り金	21,410	21,410	-
負 債 計	102,978	102,978	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金、(6) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式（非上場）	9,671
差入保証金	2,200
長期預り保証金	17,000

市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められるため時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,660千円
資産除去債務	7,074
一括償却資産	1,040
ソフトウエア	26,089
その他	11,311
繰延税金資産小計	51,176
評価性引当額	△8,170
繰延税金資産合計	43,005
繰延税金負債	
未収還付事業税	2,653
繰延税金負債合計	2,653
繰延税金資産純額	40,352

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(米ドル)	事業の内容又は職種	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	LINKB A L V I E T N A M C O., L T D.	ベトナム社会主義共和国	88,117	システム開発	所有直接 100%	システム開発受託	資金の貸付 (注1)	10,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	3,333
							関係会社長期貸付金	4,166		
							業務委託 (注2)	28,592	未払費用	2,834

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。
2. 業務委託は、業務委託契約に基づき、一般的の取引条件と同様に決定しております。
3. 上記の取引金額には、消費税等は含まれておりません。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	110円94銭
1株当たり当期純利益	0円32銭

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当社におきましても今後の業績に影響が及ぶことが見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しは不透明な状況にあり、影響の程度を予測することは困難であります。

当社では、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は、翌期以降に徐々に収束し回復するものと仮定して算定しております。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月2日

株式会社リンクバル

取締役会御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 大島充史 (印)  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 水戸信之 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンクバルの2019年10月1日から2020年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月4日

株式会社リンクバル監査役会

常勤監査役（社外）

岩崎  
田部井  
刈安

修悦  
高

身子  
明

印  
印  
印

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名は全員任期満了となりますので、つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	吉 弘 和 正	代表取締役社長	再任
2	松 岡 大 輔	取締役 事業企画室 室長	再任
3	鳴 澤 淳	取締役 経営企画部 担当	再任
4	安 達 俊 久	社外取締役	再任 社外 独立
5	大 和 敏 彦	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

よし ひろ かず まさ  
吉 弘 和 正

(1970年1月25日生)

所有する当社の株式数 ..... 4,340,000株  
取締役在任年数 ..... 9年  
取締役会出席状況 ..... 19/19回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1991年 4月	木村会計事務所（現税理士法人 木村会計事務所）入所	2008年 3月	Hamilton Lane Japan 合同会社 設立
2002年 3月	日本ビルド株式会社 入社	2011年12月	当社 設立 代表取締役社長 就任
2004年10月	株式会社許斐 入社	2015年 8月	当社 代表取締役社長
2007年12月	Hamilton Lane UK Limited入社	2018年 4月	兼 事業本部 本部長 就任 <b>当社 代表取締役社長 (現任)</b>

取締役候補者とした理由

吉弘和正氏は、2011年12月に当社を創業して以来、9年にわたり当社の経営を指揮し、当社を飛躍的に成長させてまいりました。

当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

まつおか だいすけ  
松 岡 大 輔

(1982年2月24日生)

所有する当社の株式数 ..... 234,000株  
取締役在任年数 ..... 2年  
取締役会出席状況 ..... 19/19回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2006年 6月	株式会社アライアンス 入社	2017年10月	当社プラットフォーム事業部 部長
2007年10月	株式会社オンライン 入社	2018年 4月	当社執行役員 事業本部 事業本部長
2010年 2月	株式会社ソラド 入社		兼プラットフォーム事業部 部長
2011年 6月	株式会社ADKダイアログ 入社	2018年12月	当社 取締役 事業本部 本部長
2012年 7月	当社 入社	2020年10月	<b>当社 取締役 事業企画室 室長</b> 就任 (現任)
2014年 6月	当社事業本部 事業開発部 部長		
2015年10月	当社社長室 室長		

取締役候補者とした理由

松岡大輔氏は、現在、当社取締役 事業企画室 室長職にあり、創業当時から現在に至るまで、当社の業績向上に尽力した実績と経験があり、当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

な る さ わ  
鳴 澤  
じ ゆ ん  
淳 (1971年11月25日生)所有する当社の株式数 ..... 一株  
取締役在任年数 ..... 1年  
取締役会出席状況 ..... 14/14回

再任

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1996年 4月	株式会社ノグチ 入社	2014年 4月	同社 取締役副社長 COO 就任
2000年 6月	株式会社ベンチャー・リンク 入社	2016年11月	株式会社日本データビジョン 入社
2007年 6月	株式会社ネットプライスドットコム (現株式会社beenos) 入社	2019年 4月	同社 代表取締役社長 就任
	インキュベーション部 部長	2019年10月	当社 上席執行役員
2010年12月	マーケティング株式会社 設立		新規事業企画室 室長
	代表取締役社長 就任	2019年12月	当社 取締役
2011年11月	株式会社インターワークス 入社 事業創造室 室長	2020年10月	新規事業企画室 室長 <b>当社 取締役</b> 経営企画部 担当 (現任)

## 取締役候補者とした理由

鳴澤淳氏は、多様な業種における豊富な経験と経営者として培われた幅広い知見をもとに、当社の事業拡大、新規サービスの創出及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

あ だ ち と し ひ さ  
安 達 俊 久 (1952年4月5日生)所有する当社の株式数 ..... 一株  
社外取締役在任年数 ..... 3年  
取締役会出席状況 ..... 19/19回

再任

社外

独立

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1975年 4月	伊藤忠商事株式会社 入社	2016年 2月	グローバルIoTテクノロジーべ ンチャーズ株式会社 代表取締 役社長 就任 (現任)
2000年 4月	伊藤忠テクノサイエンス株式会社 ビジネス開発部長	2017年12月	当社 社外取締役 就任 (現任)
2002年 5月	伊藤忠テクノロジーベンチャ ーズ株式会社 代表取締役社長 就任	2020年 6月	RIZAPグループ株式会社 社外取締役監査等委員 就任 (現 任)

## 社外取締役候補者とした理由

安達俊久氏は、企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

やまと

とし ひこ

大和敏彦

(1954年9月9日生)

所有する当社の株式数 ..... 一株  
 社外取締役在任年数 ..... 3年  
 取締役会出席状況 ..... 19/19回

再任

社外

独立

## 略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	日本エヌシーアール株式会社 入社	2011年10月	ZTEジャパン株式会社 CTO
1978年 8月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社	2013年 4月	兼副社長 就任
1996年 4月	シスコシステムズ株式会社 (現シスコシステムズ合同会社) 入社	2017年12月	株式会社アイティアイ 代表取締役 就任 (現任)
2001年 4月	同社 執行役員 CTO 就任	2018年 4月	当社 社外取締役 就任 (現任)
2007年 9月	株式会社ブロードバンドタワー 代表取締役社長 就任		慶應義塾大学 理工学部 非常勤講師 就任 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由

大和敏彦氏は、企業経営等において豊富なキャリアを有するとともに、IT分野において高い見識を備えており、当社のさらなる成長のため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達俊久氏及び大和敏彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安達俊久氏及び大和敏彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 安達俊久氏及び大和敏彦氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

山 口

拓 史

(1964年5月29日生)

新任

社外

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年10月	学校法人大原学園 大原簿記学校 会計士科講師	1995年11月	公認会計士登録 山口拓史公認会計事務所開業 代表就任（現任）
1991年10月	KPMGセンチュリー監査法人入所	2000年4月	東陽監査法人 社員就任

2014年7月 東陽監査法人 非常勤勤務

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

山口拓史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、公認会計士としての客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補者は、現在、公認会計士事務所の代表であります。  
 3. 山口拓史氏は、補欠の社外監査役候補者であり、社外監査役3名の補欠として、選任するものであります。  
 4. 山口拓史氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

以上

# 株主総会会場 ご案内図

会 場 東京都中央区入船二丁目1番1号 住友入船ビル 12階

株式会社リンクバル 本社 会議室

## 交通のご案内

「八丁堀駅」A2出口

東京メトロ 日比谷線・JR京葉線

「新富町駅」7番出口

東京メトロ 有楽町線

＜お願い＞ 駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、  
公共の交通機関のご利用をお願いします。



株主総会にご出席の株主様へのお土産は昨年より廃止させて頂いております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

